

## 受賞者のその後の取組（平成 29 年現在）

<b>平成19年度 経済産業大臣賞 受賞</b>	受賞者名
	所在地
	受賞テーマ
	受賞内容

泥土リサイクル協会（現：一般社団法人 泥土リサイクル協会）

愛知県稲沢市

建設汚泥リサイクルを促進するための技術上の課題、並びに運用上の問題点の抽出とその解決策の提案  
 — 適正な法解釈に基づく処理方法の指導・教育 —

### 1. 活動継続 あり

平成 27 年度は、外環自動車道や一級河川浚渫工事等の大型案件もあり、過去最大の提案量となった。特に、浚渫土砂の再資源化については全体の半分を占めている。これは、海防法の改定によって海面埋め立てが厳しく規制されていることが背景にあり、今後に対応事案が増加するものと想定される。



### 2. 活動の広がり あり

#### <活動地域や活動範囲の拡大、対象品目の拡大、参加人数の拡大>

本協会は、東日本大震災の復興事業において、環境省ならびに被災自治体と協調して、災害がれき等を有効活用するためのフィージビリティスタディを実施するなど災害廃棄物の有効活用促進に努めてきた。その経験を活かして、将来、発生が避けられないであろう不測の災害への対応にも寄与している。

#### <廃石膏ボードリサイクルの品質管理の在り方と社会実装への取り組み>

平成 29 年度環境研究総合推進費においてこれまでの建設副産物リサイクルへの取り組みが評価され、廃石膏ボードリサイクルにおける基礎研究ならびに利用のためのガイドライン策定について取り組んでいる。

# <廃石膏ボードリサイクルの流れ>

※リサイクル石膏は使用前に追加の加工を必要としない。

**承認された規格に従った加工**



廃石膏ボード搬入



ボード剥離粉碎



石膏粉・剥離紙



石膏粉焼成



**プロトコル遵守の証拠の提供**



固化材製造



固化材販売



固化材使用

## 3. 活動の進化 あり

### <建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針についての協会の読み方作成>

本協会では、原点に立ち帰り、同通知に基づいた適正管理について、これまでのリサイクル実績や知見を踏まえて泥土リサイクル協会としての考え方を通解として取り纏めた。また、本書に基づいた排出事業者がリサイクルする場合のチェックリストも合わせて作成し、さらに活用しやすいようにモバイル版を作成したので、ご利用頂ければ幸甚である。

The image shows three pages from a manual. The left page is the cover, titled '建設汚泥の工事内・工事間利用を促進するために' (To promote use of construction sludge within and between construction sites). It features a yellow box with '1 時間でわかる' (Understand in 1 hour) and '建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について' (About the judgment criteria for the disposal status of construction sludge treatment products). The middle page is the main text, starting with '通知の概要' (Summary of the notice) and '通知の趣旨' (Purpose of the notice). The right page is a diagram titled '建設汚泥処理物ポーション図' (Construction sludge treatment product portion diagram), showing a circular flow of 'Quality' and 'Quantity' with various stages like '品質調整' (Quality adjustment) and '安定処理' (Stabilization treatment).

4. 今後の計画	上述の通り、本協会が作成した教材ならびに現場利用のためのチェックリストは、建設汚泥リサイクルを取り組みやすくするためのものであり、今後、排出事業者を中心に、建設行政や環境行政等にも講演活動を推進し、リサイクル率向上に寄与していく。
5. その他	近年、自然由来による重金属等が超過している建設汚泥について、リサイクルできないかといった相談が多いことから、平成 29 年度に見直しが予定されている土対法等を踏まえた提案を検討していく。

## 【表彰概要】

概 要	
受賞者名	泥土リサイクル協会
所在地	愛知県稲沢市
テーマ	建設汚泥リサイクルを促進するための技術上の課題、並びに運用上の問題点の抽出とその解決策の提案 － 適正な法解釈に基づく処理方法の指導・教育 －
<p>・建設汚泥リサイクルの普及を妨げる要因として、①法解釈が一様でない、②再生品利用手続きが煩雑、③品質面で不明確な点が多い等が挙げられる。同協会では、こうした情勢を鑑み、建設汚泥のリサイクルを促進するために、以下の活動を行っている。</p> <p>1.技術革新の促進 泥土処理に携わる排出事業者、材料・機械メーカー、産業廃棄物処理業者がそれぞれ立場から問題提起を行い、土木工学や応用化学の専門家等の意見、異業種分野からの情報を多面的に取り込むことにより技術の革新を促進している。</p> <p>2.関係法令等の整理 法律等の解釈が不明瞭な点について環境行政と情報交換を行い、それらを整理した「法規・法令等Q&amp;A」や「泥土再生利用技術マニュアル」を作成し、リサイクルの具現化に向けた支援・指導を行っている。</p> <p>3.建設汚泥リサイクルの啓発活動 国土交通省や(社)日本土木工業協会が主催する講演会・講習会、並びに協会ホームページの「建設汚泥リサイクルに関する相談窓口」等を通して、建設汚泥の適正処理についての教育やリサイクル促進の啓発活動を行っている。</p> <p>4.他のリサイクル技術へのアプローチ ゼロエミッションへの取り組みとして電力・製紙・石膏ボード業界など異業種分野とも積極的に情報交換を行っている。また、学側のアウトリーチ活動に参画し、リサイクル技術を広く認知してもらうことにより、建設汚泥リサイクルの意識向上を図っている。</p>	
	